
平成 1 5 年 第 5 回 臨時会

上富良野町議会会議録

平成 1 5 年 1 1 月 4 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (1 1 月 4 日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
遅 参 議 員	1
早 退 議 員	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	2
議会事務局出席職員	2
開会宣言・開議宣告	3
議会運営等諸般の報告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
日程第 2 会期決定の件	3
日程第 3 議案第 7 号	3
日程第 4 議案第 1 号	8
日程第 5 議案第 2 号	1 5
日程第 6 議案第 3 号	1 5
日程第 7 議案第 4 号	1 7
日程第 8 議案第 5 号	1 8
日程第 9 議案第 6 号	1 9
日程第 1 0 議案第 8 号	2 0
日程第 1 1 閉会中の継続調査申出の件	2 1
閉 会 宣 告	2 1

平成15年第5回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月4日	原案可決
2	平成15年の冷害による被害者に対する町民税の減免に関する条例	11月4日	原案可決
3	平成15年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例	11月4日	原案可決
4	専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))	11月4日	承認可決
5	専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算(第2号))	11月4日	承認可決
6	専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号))	11月4日	承認可決
7	平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	11月4日	決算特別委 員会付託
8	ポロピナイ川改修工事(H15国債)請負契約締結の件	11月4日	原案可決
	閉会中の継続調査申出の件	11月4日	原案可決

平成15年第5回臨時会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成15年11月4日（火曜日）

○議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月4日 1日間
第 3 議案第7号 平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第 4 議案第1号 上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第 5 議案第2号 平成15年の冷害による被害者に対する町民税の減免に関する条例
第 6 議案第3号 平成15年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例
第 7 議案第4号 専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))
第 8 議案第5号 専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算(第2号))
第 9 議案第6号 専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号))
第10 議案第8号 ポロピナイ川改修工事(H15国債)請負契約締結の件
第11 閉会中の継続調査申出の件
-

○出席議員(17名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 清水茂雄君 | 2番 | 徳島稔君 |
| 3番 | 岩崎治男君 | 5番 | 小野忠君 |
| 6番 | 米谷一君 | 7番 | 岩田浩志君 |
| 8番 | 吉武敏彦君 | 9番 | 米沢義英君 |
| 10番 | 仲島康行君 | 11番 | 中村有秀君 |
| 12番 | 金子益三君 | 13番 | 村上和子君 |
| 14番 | 長谷川徳行君 | 15番 | 向山富夫君 |
| 16番 | 渡部洋己君 | 17番 | 西村昭教君 |
| 18番 | 中川一男君 | | |
-

○欠席議員(1名)

- 4番 梨澤節三君
-

○遅参議員(0名)

○早退議員(0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

○議会議務局出席職員

次長	菊池哲雄君	係長	北川徳幸君
主事	廣瀬美佐子君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) ご出席まことにご苦労に存じます。ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成15年第5回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局次長。

事務局次長(菊池哲雄君) ご報告申し上げます。

今臨時会は10月31日に告示され、同日議事日程等の配布を行いました。

今期議会運営につき、10月27日議会運営委員会を開き、その内容はお手元に配布の議事日程のとおりであります。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号ないし議案第8号の8件であります。産業建設常任委員長より閉会中の継続調査として、配布のとおり申し出がございました。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 米谷 一 君

7番 岩田 浩 志 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第7号

議長(中川一男君) 日程第3 議案第7号、平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

収入役。

収入役(樋口康信君) ただいま上程されました、議案第7号、平成14年度上富良野町各会計(一般会計及び特別会計)歳入歳出決算認定の件についての概要の説明を申しあげます。

はじめに、地方財政の状況であります。皆様ご案内のように、経済活動が長期停滞状態にあることから国税等の歳入の伸びが見込めなく、平成11年度以降毎年10兆円を超える財源不足で、地方財政を取り巻く環境は大変厳しいものであります。

このような状況から総務省は、地方財政対策基本方針を定め、職員数の純減、給与関係費や一般行政費及び単独事業費等の歳出の抑制と国庫補助負担金の縮減や廃止をし、国の関与をできるだけ縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方でできるものはできるだけ地方にやっていただく。

また、その歳入については、地方税中心の歳入構造にし、自主的、主体的な運営ができる方向への改革をし、これまでの国中心の財政運営から地方主体への中身へ変えて行こうという三位一体の改革が進められているところでございます。

先般6月27日、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003年、いわゆる骨太方針2003年が閣議決定され、補助金等の削減方針、基幹税の移譲、交付税の総額抑制などが明記されたところであります。その

中身になりますと、税源移譲を行う税目や削減対象となる補助金の具体化等は、今後の検討に委ねられており、制度改正の行方も不透明な部分が多く、今後の財政予測も大変困難状況にありますので、三位一体の改革の状況を見極めながら、町としての考えるべき点、取り組むべき点を押えながら迅速な対応を取っていかねばならないと考えるところであります。

さて、今回、決算認定を受けます平成14年度予算編成当時の我が国の経済情勢は、景気回復好転への材料はなく、前年同様厳しい状況が見込まれ、また長期低迷は町の産業、経済にも影響を及ぼしておりますことから、本町の予算編成においても、町税の増収も期待できず、また、新たな収入の増も望めなく、その反面地方債の償還や扶助費の義務的経費の増加が見込まれ、財政を取巻く環境は、前年度同様厳しい状況にあることから、健全財政維持方針に基づく行財政改革実施計画を踏まえた予算編成となり、前年度より5億6,000万円(6・7%)減の縮小した予算規模であったところであります。

その予算の執行状況(決算状況)であります。一般会計及び6つの特別会計を合わせた全体の決算額は、歳入総額で、124億1,974万5,000円で、それに対し歳出総額は、121億6,507万2,000円で、差し引き額は、2億5,467万3,000円で、各会計とも黒字決算となったところであります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明いたしますと、一般会計の歳入決算総額は、81億6,539万2,000円で、前年度より1億2,750万2,000円の減で、平成2年度の85億7,166万6,000円よりも少ない決算規模となったところであります。

その主な減少の内容としましては、歳入では主たる自主財源であります町税は、前年度よりも1,445万円の減、地方交付税は、臨時財政特例債への振替もありますが、前年より1億9,323万円と大きく減となっておりますが、臨時財政特例債への振替分を含めしても6,000万円の減となっております。利子割交付金は、高利率の定期預金等の書替等が終了したことにより、3,400万円減、国民年金制度改革により、保険料が町の予算を通さず国に直接納入になったことから、印紙売捌き代金2億4,700万円の減が主なものであります。

国庫補助金につきましては、障害防止事業、橋梁架け替え工事、演習場周辺整備事業等により3億8,960

万円の増額となっております。

また、14年10月から実施いたしました一般廃棄物のうちの可燃ごみ、不燃ごみ等の処理費用の一部有料化によります手数料は2,057万円の収入があったところであります。

歳出におきましては、総額80億3,590万6,000円で前年度よりも1億1,770万円の減となっております。

その主なものとしましては、国民年金印紙購入費、畜産基盤再編総合整備事業費及びパークゴルフ場コースの完成に伴います事業費等の減が主なものであります。

また、人件費、扶助費等の義務的経費や他会計への繰出し金につきましても、減となっております。

増としましては、歳入でも申しあげましたが、障害防止事業、橋梁架け替え事業、演習場周辺無線放送設備事業等の新規事業等が増額となっております。

このような執行状況の下での全般にわたっての主な事業につきまして、第4次総合計画のまちづくりの4本柱ごとに分けて、主要な事業についてご説明をいたします。

最初に「豊かな心の人のまちづくり」の施策事業といたしまして、保健福祉総合センターの実施設計、虚弱高齢者の実態調査、閉じこもり予防事業、また緊急通報システムの更新、パークゴルフ場の管理棟や駐車場等の整備、ゲートボール場の新設、野球場のバックネットやB&G海洋センターの改修、ことばの教室の整備、上富良野高等学校の生徒に対する修学資金の貸付金や入学準備金の助成、津市友好提携5周年記念事業交流ツアーの助成、パソコンをはじめ、各種講座等を開設いたしました。

2つ目の「活力ある産業のまちづくり」の施策事業といたしまして、農地流動化促進対策事業補助、畜産基盤再編総合整備事業、大家畜経営維持資金利子補給、BSE緊急対策事業の助成や農道整備、小規模事業者店舗増改築補助等をいたしております。

3つ目の「住みよい快適なまちづくり」施策事業といたしまして、市街地街路灯の設置、泉町北団地に町営住宅の建設、清富地区飲料水供給施設整備、公共下水道の新設及び終末処理場水処理施設の増設、演習場周辺施設整備事業によります屋外拡声器及び戸別受信機の設置、

道路改良・舗装、歩道、橋梁の整備等を実施いたしました。また、ごみの分別収集区分を10種17区分にし、減量化、資源化に努めました。

4つ目の「共に創るまちづくり」の施策事業といたしまして、住民基本台帳ネットワークシステムの整備、防災まちづくり講演会の開催、サークル、団体等との懇談会の開催、従来の広報かみふらの月1回の発行に新たにお知らせ版を月1回発行し、情報提供の迅速化に努めました。

以上が主要事業であります。14年度におきましても健全財政に努めながら、総合計画実施計画に基づく各分野における各種施策事業の予算執行を終えたところであります。

結果、議員各位、町民各位並びに各関係機関、団体等のご理解とご協力によりまして、一般会計及び6つの特別会計とも黒字で決算する事ができました。

ここに平成14年度の決算書を提出し、この決算に対しまして、議会の認定をお願い申し上げるものであります。

なお、具体的な主要施策の成果につきましては、別冊「平成14年度主要施策の成果報告書」に取りまとめ、あらかじめ配布をさせていただいておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

また、決算書の端末部分には、決算に係わる所定の調書を付表として添付してございますので、審議、審査の参考とされますようお願い申し上げます。

以下、議案及び平成14年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について申し上げまして、提案の説明にかえさせていただきます。

議案を見ていただきたいと思います。

議案7号、平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成14年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、平成14年度の各会計別収支総括表であります。この表によりまして、数的な概要のご説明をいたしたいと思います。

一般会計並びに6つの特別会計の総トータルでございます合計欄を見ていただきたいと思います。

予算額は、124億6,014万8,000円で、調定額は、125億2,617万3,451円。収入済額が、124億1,974万5,081円。不能欠損額が、965万1,126円。収入未済額が、9,677万7,244円で、支出済額が、121億6,507万1,648円で、差引残額が、2億5,467万3,433円となったところでございます。

収入の執行率は、調定対比では、99・15%。予算対比では99・68%。支出の予算対比は、97・63%となったところであります。

また、この表中の括弧書きは、平成13年度会計から平成14年度会計への繰越明許費の内数であります。

一般会計の繰越明許費の歳入状況につきましては、8ページから9ページに書いてございます。それから歳出につきましては、12ページから13ページにその内訳を記載しておりますので、のち程ご高覧をいただきたいと思います。

また、一般会計のそで括弧書きは、平成14年度会計から平成15年度会計への繰越明許費の内数であります。

次に各会計の不能欠損の状況であります。一般会計につきましては、付表の217ページの欠損処分調書に記載してございますが、町民税で44件、固定資産税で30件、軽自動車税2件、児童福祉費負担金、これは保育料でございます。1件で、併せて77件の欠損処分を行っております。

また、国民健康保険特別会計につきましては、237ページの保険税欠損処分内訳書に記載しておりますが、保険税の一般分で30件の欠損処分を行っております。

次に収入未済額であります。まず一般会計におきましては、繰越明許費の489万円を除いた収入未済額は、4,046万2,072円となり、うち町税関係は、3,173万3,322円であり、その内訳につきましては、212ページに記載してあります。

また、税外収入の保育料及び住宅使用料等は、222万8,780円で、その内訳につきましては、217ページに記載してあります。

また、国民健康保険特別会計の収入未済額は、保険税で4,616万325円で、その内訳につきましては、237ページに記載してございます。

また、簡易水道事業特別会計収入未済額は、水道使用

料で、5万2,713円であります。

また、公共下水道事業特別会計では、受益者負担金及び下水道使用料で、398万1,157円で、その内訳につきましては、250ページに載せてございます。

また、介護保険特別会計では、介護保険料で、74万3,600円で、その内訳は256ページに載せてございます。

また、ラベンダーハイツ事業特別会計では、施設介護、短期入所生活及び通所介護サービス利用料で、48万7,377円で、その内訳は259ページに載せてございます。

以上が収入未済額の状況であります。

次に各会計の差引残額であります。一般会計は1億2,948万5,420円ありますが、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費74万5,000円を除きますと1億2,874万420円が、実質収支額となるところであります。国民健康保険特別会計は、6,427万3,456円、簡易水道事業特別会計は、11万3,646円、老人保険特別会計は、1,390万2,294円、公共下水道事業特別会計は、1,157万712円、介護保険特別会計は、662万9,942円、ラベンダーハイツ事業特別会計は、2,869万7,963円で、全ての会計が黒字決算となっております。

また、一般会計の歳出の執行率は、15年度会計への繰越明許費を除いた執行率は98.44%となるところであります。

次に付表の財産の関係について、ご説明を申し上げます。

203ページをお開きいただきたいと思ひます。財産に関する調書でございます。

14年度中における移動関係についてのみ説明をいたします。

1 公有財産、(1)土地及び建物、(ア)行政財産でございます。この表の区分の行政財産の中の公営住宅の欄を見ていただきたいと思ひます。非木造の関係で780.82㎡増となっております。これにつきましては、泉町北団地の公営住宅10戸分の増でございます。それからその他の施設ということで、木造で99.37㎡の増、これにつきましては、パークゴルフ場の管理棟の増でございます。それから非木造で240.10㎡、これにつきましては、パークゴルフ場の大型の東屋、それから泉町北団地のカーポートの増でございます。

次が(イ)の普通財産でございます。区分の普通財産の教員住宅の欄を見ていただきたいと思ひます。木造で140.13㎡の増となっております。これにつきましては、東中教員住宅の増でございます。

次、204ページをお開き願ひたいと思ひます。

この表は有価証券についての表でございます。14年度につきましては、移動がなかったところでございます。

次、(3)が基金でございます。基金につきましては、全部で14基金とそのほかに北海道備考資金組合の基金があるところでございます。括弧書きが平成15年5月31日現在の数字でございます。この表の合計の本年度末の現在高の欄を見ていただきたいと思ひます。括弧書きで書いてある数字でございますが、24億6,261万2,962円、これが14年度末現在の残高となるところでございます。前年度と比較いたしますと、2億1,457万6,304円の増となっているところでございます。

次、206ページをお開き願ひたいと思ひます。

ここからは公用車に関する調書でございます。206ページそれから207ページ、208ページ、209ページにわたります。載っておりますが、これにつきましては、一般会計で保有している車両でございます。台数が81台あるところでございます。

次、210ページをお開き願ひたいと思ひます。14年度中に廃車した台数でございます。3台でございます。それから次が14年度中に新しく購入した台数が3台でございます。その表の一番下が企業会計の関係でございます。上水道で2台、それから病院関係で3台の車両を管理しているところでございます。次のページ、211ページが特別会計の部でございますけれども、下水道会計で2台、ラベンダーハイツ会計で5台の管理をいたしてございます。そのほかに消防に管理を委託しているのがございます。雪上車ほか3台、全部で4台消防のほうに管理を委託してございます。それから社会福祉協議会に貸し付けている分が5台あるところでございます。以上が車の関係でございます。

それから以上が財産の状況でございます。

以上説明いたします。それぞれの決算の付表、説明書等を添付してございますので、審議の参考とされまして、ご審議賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 次に監査委員の監査意見を求め

ます。

代表監査委員、高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 各会計決算審査意見について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された、平成14年度上富良野町一般会計ほか6特別会計歳入歳出決算について、各会計歳入歳出決算書及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により審査いたしました。

審査にあたりましては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び関係調書が関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼に、関係諸帳簿及び伝票を始め証拠書類と照合し、その他必要と認める審査を行いました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めます。

審査の詳細については、お手元に配布意見書のとおりであり、既にご高覧頂いたものと思いますので、概要のみご説明させていただきます。

平成14年度一般会計及び特別会計の総決算状況は、2ページ表1、各会計収支状況のとおりであり、前年度に比べて歳入額3.1%、4億72万5,000円の減、歳出額2.6%、3億2,043万8,000円の減と前年度を下回っています。したがって、歳入歳出差引額は、2億5,467万3,000円の残額となっており、翌年度へ繰越すべき財源として、一般会計分繰越明許費繰越額を控除した実質収支額は2億5,392万8,000円となっています。これは、前年度に比べ6,674万4,000円の減少となっております。

予算の執行状況については、報告書のとおりですが、収入未済額については、繰越明許費分を差し引いた実質的な収入未済額は、9,188万7,000円で前年度と比較して7.0%、601万5,000円の増加となっております。

次に各会計別の決算概要について、ご説明いたします。4ページをお開きください。

一般会計の14年度決算は、平成13年度から繰越された6事業にかかる繰越明許費繰越額を含めた予算現額81億6,869万1,000円に対し、歳入決算額

は81億6,539万2,000円、歳出決算額は80億3,590万7,000円で、歳入歳出差引額1億2,948万5,000円が剰余金となっており、翌年度への繰越明許費を控除した実質収支額では、1億2,874万円が翌年度へ繰り越されています。

歳入収納状況は、5ページ表2で示すとおりですが、町税の滞納繰越分の納入があるものの、前年度に比べて減少しています。不納欠損処分及び収入未済の状況は、町税において76件、580万8,000円が欠損処分され、繰越明許費分489万円を含めた収入未済金は、町税、負担金、使用料、雑入で総額4,535万2,000円となっています。

支出に関する予算の執行については、概ね適正に執行されています。

次に7ページ表3に移ります。

歳出決算の性質別経費の状況についてであります。前年度と比較して、消費的経費、貸付金、繰出金が減少し、投資的経費、積立金、公債費等が増加しております。町の財政状況を表す財政指標は、8ページ表4のとおりですが、特に、経常収支比率は前年度に比べて2.5ポイントも増加しており、厳しい財政運営を強いられ、弾力性が失われかけていることがわかります。

予算執行全般についてみてきましたが、6ページに戻りまして、そこに指摘したことに若干触れたいと思います。今後の予算執行における検討及び改善事項について、3点ほどまとめてみました。第1点は、未収金の問題であります。近年、町税や負担金、使用料等の滞納者が増える傾向にあることから、未収金の解消に向けた一層の取り組みが求められるところであります。第2点は、公共施設等の管理委託にかかわり、備品の帰属や管理の明確化という問題であります。第3点は、限りある財源の中で、負担金や補助金の見直し、検討についてであります。その目的内容をさらに精査し、効果的な支出をされるよう望みます。

次に、9ページからは特別会計であります。審査意見は報告書にとおりであり、特に大きな問題点となることはありません。各会計について1、2点触れておきます。

まず、国民健康保険特別会計ですが、一般会計と同様、国税の滞納が増える傾向にあり、不納欠損処分額、収入未済額がともに増加しております。

ただ一方で、保険給付費は9.7%減少し、7億83

万9,000円となっております。

国民健康保険特別会計の財政安定のため、収納率の向上対策に一層の取り組み強化を図られるとともに、健康づくり等保健・予防事業の積極的な推進に努め、医療給付費の減少に向けて一層の努力を望みます。

次に、12ページの簡易水道事業特別会計であります。利用状況は表8のとおり、有収率は86.6%と前年度に対して、1.6ポイント下降しております。今後とも、有収率の向上に努めるとともに、良質で低廉な飲料水供給を基本に、健全経営に一層努力されるよう望みます。

13ページは、老人保健特別会計の概要であります。医療給付の状況は表9で示すとおり、受診件数は前年度より6.0%増加しておりますが、対象者は0.2%、医療給付費及び医療費支給費は3.5%それぞれ減少しております。

14ページは、公共下水道事業特別会計であります。水洗化の普及状況は69.0%となっており、着実に上昇していることが読み取れます。しかし、負担金及び使用料の未納者もあることから、未収金の回収に引き続き努力され、特に営業者に対しては厳しく対処し解消を図られるよう望みます。

15ページ、16ページは、介護保健特別会計であります。介護制度が定着し、介護認定者数や保険給付費、単独在宅サービスなどの利用が増加してきておりますが、保険料未納額も増加していることから、制度の理解と啓蒙を行うなど、納入意識の高揚を図り回収に努力していただきたいと考えております。

最後に17ページからは、ラベンダ-ハイツ事業特別会計についてであります。利用状況は18ページ表13に示すとおり、前年度対比でみると増加しており、施設の効果的な利用が促進されています。

むすびに、各会計全般にわたり意見を付しましたが、提出された各会計の決算書を慎重かつ厳正に審査を実施した結果、計数に誤りがなく、事務処理上も概ね適正に処理されていると認めます。

今後、町政執行に当たり、地方自治体に課せられた行政執行の責任は、地方分権などにより一段と重くなっています。この責任を果たしていくためには、経済情勢や国・道の行財政の動向を見極めながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努め、さらに住民福祉の向上に最大限の取組みを望むものであります。

以上で平成14年度上富良野町各会計決算審査意見書の、説明にかえさせていただきます。

議長(中川一男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第7号、平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思いますので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く16名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は16名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第4 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第4 議案第1号、上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号につきましては、議案作成にあたりまして、事務的な不手際から、一部に字句の誤りが発見されたところとあります。ここに心からお詫びを申し上げますとともに、議長のお許しをいただきましてご訂正をさせていただいたところとあります。今後、十分注意を払い、事にあたりまいると思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは議案第1号、上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の主旨のご説明を申し上げます。この夏、人事院が国家公務員の給与につきまして行った引き下げ勧告内容を基に、本町の職員給与のあり方を労使間において協議してまいりましたが、概ね国家公務員の給与の改定内容に沿って改定をすることで合意したことから、本条例を提案し

た次第であります。

また、これに合わせて常勤特別職及び議会議員に対します期末手当額の水準につきましても検討しました結果、今まで同様に一般職との均衡を考慮する必要との判断から、今般、それぞれ関係する条例を改正することで合わせまして提案してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、今般の人事院の給与改定勧告では、引き続き経済情勢の悪化の中で、極めて厳しい民間の諸情勢を反映して昨年に引き続き俸給表の引き下げ改定となっております。

ほか配偶者に対する扶養手当及び期末手当の年間支給額の引き下げなどの方で、公共交通機関利用の通勤手当については、民間で取り入れている最も割引率が高い、6か月定期券等の価格により一括支給することに改められます。

今回の勧告により公務員の年間給与水準においては、5年連続でかつ過去最大の引き下げとなると言われております。

この度の給与引き下げ改定の実施時期は、不利益不遡及原則を考慮し、また通勤手当など一部を除き本年12月とされたところでございます。4月以降、実施時期までの実質的な均衡を図るため、所要の調整措置を12月の期末手当で講じることとされております。

このようなことから、本町の職員等における給与におきましても、ただ今申し上げました人事院の勧告内容に沿って、関係条例を改正すべく議案としたところでございます。

なお、この改正による影響額は、総体で3,500万円ほどとなるところでございます。

本議案については、すでにご高覧いただいているものと思いますが、以下、条文ごとに要点をしぼって簡単にご説明して参ります。

まず、改正条例の第1条では、職員の給与に関し、平成15年12月から適用させるための、配偶者扶養手当の額、12月分期末手当の特例額を定めること及び新給料表についての条文の改正を行ってございます。その1点目の扶養手当についてですが、配偶者に対する額を現行の1万4,000円から500円引き下げまして、1万3,500円に改めます。2点目は本年の12月に支給する期末手当の額について、現行の「100分の170」から「100分の25」引き下げまして、「100

分の145」とし、本年のみの特例額とします。また、再任用職員に対する支給額についても、職員の額を読み替えて定めておりますが、本年の12月支給分を現行の「100分の90」から「100分の15」引き下げて「100分の75」としたところであります。3点目は、別表第1で定めてございます行政職給料表及び別表第2で定めています看護職給料表については、国の引き下げられた給料表の内容に沿って新たなものに改めます。

次は第2条でございますが、ここでは職員の給与に関し、平成16年度から適用させるための内容を定めております。まず第1点目は、公共交通機関等を利用する場合の通勤手当の額を、現行の月額単位から新たに最大6か月の範囲で一括支給できるように、また、支給限度額は5万5,000円と改めるものでございます。2点目は、自動車や自転車等による通勤の場合の額を、現行の9区分に4区分を付け加えることで長距離通勤者への支給額の細分化を図るものでございます。3点目は、6月及び12月に支給する期末手当の額を本来の水準とするため、6月分で「100分の15」引き下げ、一方の12月分を「100分の15」引き上げます。この結果、6月は「100分の140」、12月は「100分の160」となります。なお、再任用職員についても同様の調整を行います。

次に改正条例の第3条及び第4条では、常勤特別職に対します期末手当の支給額について、職員との均衡を図るため、本年の12月については現行額から「100分の25」引き下げ、「100分の215」の特例の額とし、平成16年度からは、6月を「100分の210」、12月を「100分の230」に改めます。

次に、改正条例第5条及び第6条についてであります。上富良野町議会議員の期末手当につきましても、常勤特別職と同水準とする必要から、同様の改正内容としてございます。

次に、附則について申し上げます。

まず第1項におきましては、ただいま申し上げましたように本年12月から適用するものと、平成16年度から適用するものがあるため、施行期日を分けて定めるものでございます。

附則第2項から第4項では、給料表が変わることによりまして、その最高号給を超える給料月額の切り替え方法をはじめ、施行日前の異動者の調整方法などを規定してございます。

附則第5項では、本年12月の期末手当の額に関する特例措置を定めています。内容といたしましては、4月から11月いっぱいまでの官民との実質的な均衡を図るため、4月の給与に級別に用いる格差率を乗じて得た額に、更に経過月数を乗じて得た額と本年の6月に支給された期末勤勉手当の額に同じく級別に用いる格差率を乗じて得た額の合計額を、12月期末手当額から減じた額を本年度の12月期末手当の額とします。

附則第6項は、規則への委任規定でございます。

以上が議案第1号の内容でございます。

ご審議賜りまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。13番村上和子君。

13番(村上和子君) 職員の給与に関する条例の第19条第2項中の「100分の170」を「100分の145」に改めるというところで、本年のみ適用とおっしゃったわけですが、例えば来年人事院の勧告があれば、また引き下げといひましょうか、改正することでしょうか。またそれとも元に戻すということにはならないでしょうか。どういうことでしょうか。ちょっとよろしく願います。

議長(中川一男君) 総務課長答弁。

総務課長(田浦孝道君) 13番村上議員のご質問にお答えします。

現行条例の第19条は今議員おっしゃるように、期末手当の額を定めてございますが、今般の人事院勧告の内容によりまして、4月時点で官民格差を解消するというような勧告内容でございまして、しかしながら既に6月の期末手当についてはもう支給済みということでございますから、本年度に限りその引き下げの率につきましては、12月分に全部適用させるということでございまして、条例にありますように来年16年度以降につきましては、6月と12月とに引き下げ率を振り分けまして、本来の姿に戻すということでございますので、今回いわずれにしても、そういう経過措置を設けなければならないということで改正手続きをとってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 不利益不遡及の原則に今回の場合は考慮したということですが、どう考えても考

慮も何も至っていないと、明らかに不利益だと。この点は、国家公務員のスト権が奪われた時点でこれは完全に保障されているものであり、やはりそれを国がまた地方がこの原則をやぶっているというふうに思いますが、この点についてはどういう審議をされたのか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、過去5年間にさかのぼってどれだけの減額がなされたのか、この点お伺いしたいと思います。

各職員の方もそれぞれ人員削減の中で、非常に頑張っているというふうに考えております。確かに官民格差という点では、是正という点ではそういう部分もあるのかもしれませんが、逆に民が下がって官が下がると、更に同じことの繰り返しで、これが結局不況を生んでいる原因になっているわけです。こういうことを是正しないで国が無駄な公共事業、ダム等を造って、そこにそういった無駄な経費を投入して、こういった部分で削減するというような状況が生まれてきているわけですから、こういう根本のところを是正しないで、すべてこれを職員等に振り向けるという、こういうところに問題があると思っております。

こういうことを含めて私改めて今の町のとっている態度というのは、まさに不利益のこの点は免れないというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。どういう見解なのか。

議長(中川一男君) 総務課長答弁。

総務課長(田浦孝道君) 9番米沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問であります。この不利益不遡及の問題につきましては、昨年来非常に議論がございまして、難しい問題であるというふうに受け止めているわけですが、国というか人事院も勧告の内容に示されていますように、年間ベースで民間との格差を把握しているという観点もございまして、いわゆる年間ベースでの均衡を図るという必要があるということで、方法論として12月の期末手当で調整をするというような措置がとられているところでございます。私どもでもそのことが原理原則に反するのではないかとということで、組合機関も裁判に訴えているようですので、その経過を十分踏まえながら以後対応してまいりたいと思っております。今のところ人事院なり国の考え方に沿いまして行うという審議の結果を踏まえまして、改正条例の上程

となっておりますのでご理解願いたいと思います。

それとされているように、5年連続の年収のダウンということでございまして、近年は本町の職員におきまして、平均的に申し上げますが、14万円程度年収ベースで引き下がるという実態でございますので、ちょっと細かくは把握するのは難しいわけでございますが、5年間に置き換えますと概ね50万から60万程度減少しているものと認識しているところでございます。

それと、後段の方にありました民間が下がる、その実態を踏まえて官がまた是正を図ると、官の水準が下がることによって、また民間が下がるというようなこともある意味では確かにあると思っておりますが、公務員の給与水準におきまして、今のところ全国ベースでものを見てございまして、今後以降におきましては、地域のあり様をできるだけ反映するというような趣旨の意見も人事院からいただいていることから、更に地域の实情に沿った水準にすることが求められているところでございますので、いかんせん経済状況が非常に厳しいことから、このことは当分の間、続くのかなと思っておりますが、これらについては給与そのものでその経済の底上げをするということにもならないことから、非常に難しく受け止めてございます。いずれにしましても今の仕組みの中から申し上げますと、国ナりの水準、制度改正に沿った形で中央におきましても取り組むことが一番ベターではないかと思っておりますので、そういう観点で今後も制度の見極めをしてまいりたいと思うところでございます。以上でございます。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 不利益不遡及の問題なのですが、なかなか明確に答弁されていないわけで、そういうこともあり得るのでないのかなというような曖昧な答弁なのです。もう一度お伺いいたしますが、そういうきちと守られているにもかかわらず、条例にもうたわれているにもかかわらず、こういうことをやるということ自体が、やはり一回支給されたものを次出すということなのです。これ自体が問題あるということで、当然ですから、そういったところをやはり、確かに減額部分はやむを得ないにしても、そのさかのぼった部分を、前回支給されたものを今回またここで減額するという、この制度にやっぱり不利益があるということですから、ここをどのように考えているのか、町長、見解を求めたいと思います。これ不利益にならないのか、どうなのか。なら

ないとすれば、その根拠を示していただきたい。そういう意味では、私はきっちりと職員給与を守らなければならぬと、仮に減額があったにしても、こういう減額の措置というのは問題があると思っておりますが、この点について2点、不利益にあたらないとすれば、何があたらないのかきちとその根拠を示していただきたいと思っております。

議長(中川一男君) 助役答弁。

助役(植田耕一君) 米沢議員の再質問にお答え申し上げます。

今般のこの給与改定にあたりましては、基本的には昨年と同様な形になるわけでございますけれども、若干異にしてございます。昨年度の取り扱いについて、若干不遡及に疑問がもたれるという点が若干ございましたけれども、今年度におきましては、いわゆる年間における調整をどのようにするかということを中心に考えて調整をするという中で、その全体の年間支給額の中で、どの部分でその調整をするかという部分を今回とっている措置でございます。従いまして12月の手当の中で、その調整、民間と差があるものを調整しようという考え方とさせていただきますので、昨年とは異にしてございます。

昨年の場合については、議員が今おっしゃるとおり不遡及の原則に疑問があるというような点がございましたので、それらを調整した中で今年度におきましては、不遡及の原則に抵触しない中で、制度化を図ったというような内容になってございます。これにつきましても当然国会の議論の中で、この辺のところは議論されておりまして、そういう中で私ども承っておりますのは、今回の措置についての合意がなされたというようなことで、承っているところでございますので、国の方針に従いまして実施をさせていただくということでご提案を申し上げているところでございます。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 国がやったから問題がないというだけの話で、完全にこれはいかなる調整を行っても、不利益の訴追は免れないという内容ですよ。

国の方はそういうことをわかっていながら、この条例をこういう形で設定してきたわけですから、私たちはこの問題でも、国会でも大きな問題点として取り上げ議論されました。国のほうでもこの問題については、なかなかはっきりした答弁がなされないまま、賛成多数で採決されるという状況になっているわけです。そういうこと

をきっちり踏まえた、私は質問をしまして、根拠がない質問をしているわけではないわけですから、助役がおっしゃるように国がやっとなら、だからこれは問題ないと、右ならえだということで根拠すら明記できないわけですから、明らかにこの点についてもう一度助役にお伺いいたしますが本当に根拠はどうかということ、もう一度きちっとしたわかる答弁で調整したからいいのだということなのですけど、お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再々質問にお答え申し上げます。

私、先ほど申し上げましたとおり、不遑及をする、そういうような考え方、今回の制度においては考え方当然持っておりません。あくまでも年間の中で、どういう方法でその差を調整するかということで、今回の制度をとってございますので、不遑及にあたらな思っております。

従いまして今米沢議員のおっしゃる点につきましては、また考え方がひとつあるかと思ひます。この点につきましては、当然私どもの考え方が正しいという判断に基づいて、実施しておりますので、その点についてはしかるべき方法で質していただければと思っております。

そういうようなことで今回提案させていただいておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 第2条の通勤手当のところについてお伺いしたいと思います。今まで40キロ以上、2万9000円ということで認識しておりますけれど、ここで新たに4段階設けられまして、通勤手当を増額したいという条例の改正でございますけれど、これは国家公務員としてはこの条件でよろしいかと思ひますけれど、半径10キロメートル内外のこの町にはそぐわしくない条例でないのかなと思ひます。

本来町職員は、この町に住んでこの町で消費してこの町で納税するというのが本来の姿であり、本人の何らかの都合により、町外若しくは遠方でお暮らしになるということは、本人の都合であり、また各市町村の職員募集の欄を見ましても、この町に在住若しくは採用後この町に居住できるものと、そのようにうたっておりますことから、このような新たに町の負担が今後増えるであろう

という可能性を持った条例には矛盾を感じるものですが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 7番岩田議員のご質問にお答えします。

本町におきましても、町職員の採用につきましては、議員おっしゃるように町内に居住を希望しまして、募集条件と付しているところでございます。これは言うまでもなく、災害時等を想定しましてそういう有事に処すべく、基本的にはこの行政活動区域の中に居住していただくということでございます。

しかしながら採用時については、そういう条件を満たしてございますが、結婚それから家庭等の事情によりまして、その後町外に住居を構えざるを得ないケースもあるわけでありまして。そういう観点で本町の職員におきましても、数人でありましてけれど町外に居住して通勤しているものがございます。

それと今回は、民間におきましても非常にその通勤手段、多様な実態、それから居住地につきましても、冒頭申し上げましたような前提は民間にはあまりないというようなことも含めまして、多様なニーズに応えるべく民間におきましてもそういう多様な刻みを持っているということから、人事院が勧告をされたわけでございます。本町におきましても、先ほど申し上げましたような経過を踏まえますと、制度的にはやはり構築をせざるを得ないということでございます。これは町外居住を誘導するという意味とは違ひます。冒頭申し上げたような経過もありますので、そういう実態にも制度が機能を果たせるべく、今回40キロ以上の区分に4区分新たに設けたということでございますので、是非ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にありますか。11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今回人事院の給与勧告等が出されて、それに基づいて給与改定とその他の関係が出されたと思うのですが、ひとつ私が従来言っている職員の住居手当の関係です。

持ち家制度、人事院の勧告を尊重するというところで実施されているならば、今回これらの関係についても、条例改正をすべきでないかということで申し上げたいと思ひます。

というのは今回人事院勧告で、持ち家制度、取得して

から5年間は2,500円、6年目から1,000円支給されているのが廃止になっております。しかし現在上富良野町役場の場合、7,000円が今、持ち家、取得してからなっていった、それ以降ずっと退職するまでになって、その矛盾を私はついていたわけです。そのことで富良野市あたりは、今年の4月から条例改正をして8,000円を6,000円に引き上げております。うちの町はそのまま7,000円です。ですから私は人事院勧告を尊重するならば、これらについても町民のいろんな分野で、財政支出を抑えている。そういう関係からいけば、人事院勧告に沿った形でうちの職員の住居手当の関係についても、条例改正をすべきだということで考えております。

したがって職員組合との関わり合い、それから沿線市町村との関わり合いもあるかと思えますけれど、基本的に財政的な問題を考えれば、この問題について当然検討されていると思えますけれど、それらの経過について明らかにしていただきたいと思えます。

議長(中川一男君) 総務課長答弁。

総務課長(田浦孝道君) 11番中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように今回人事院の勧告によりますと、住居手当の6年目以降については、制度的に廃止するというようなことで勧告がなされたところでございます。

議員とは今までもこの件につきましては、意見交換をした経過もございますが、繰り返すことにはなりますが、国家公務員はご案内のとおり、非常に広域的に転勤をするなどの勤務実態、それから私ども地方公務員におきましては、先ほどの通勤手当にもありましたが、少なくとも町内居住をひとつの生活形態という形で、公務についているのが実態であります。

そういう観点からすると、大きく実態がかけ離れているというようなこともひとつありまして、町の多くがいわゆる金額水準も含めまして、国との制度からかけ離れている実態でございます。富良野の実態についても私どもも承知をいたしてございますが、富良野についてもそうですが、他の自治体においても非常に地域の実情を反映して、いろんな制度化されているというのが実態であります。しかしながら金額水準につきましては、こういうご時世を踏まえまして、富良野のように引き下げをしているところもあります。

本町におきましては、そういう観点からこの金額の水準につきましては、見当の余地があるものと思えますし、そういう観点で私どもも問題意識を持ち、今後内部での協議を進める課題であるというふうに受け止めているところでございます。即どうなるかにつきましてははともかく、私ども担当としましては、前段申し上げましたような経過も踏まえまして、そういう意識を持ってございますので、今後の課題というふうに受け止めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(中川一男君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 課題として受け止めている、検討するということなんですけれど、この前東京大学名誉教授の、いかなれば検討するということはしないことなんだというようなことを、とうとうと述べられておりましたけれど、現実、私はいろんな各市町村の研修等に行けば、必ずこのことを聞けば、石狩でも後志でも胆振でもどこもみんな国家公務員と同じなんです。上川支庁管内だけなんか横並びになっていて、ですから私は本当に先ほど申し上げたように非常に財政改革で厳しい状況の中で、町民にいろんな負担を強いているのであれば、根本的に、国家公務員は5年間2,500円であともうないわけですよ。それが皆さん方は、持ち家になってから退職するまでずっと7,000円なんです。こんなことが官民格差でなくて、上富良野町の住民の皆さんのことを考えてみてください。こんな矛盾があってはならないと思います。ですから早急にこれは全道規模で調査をして、そしてなおかつ町民の目線でこの住居手当が妥当かどうかということをはっきりさせるべきだと思うんです。ですから私は一気に今7,000円もらっているのを5年間だけ2,500円にしるとは言いません。しかし段階的に経過措置を踏まえながら、それに近づける努力をするということで、確約いたしたいと思います。いかがでしょうか。

議長(中川一男君) 助役答弁。

助役(植田耕一君) 中村議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど総務課長のほうからお答え申し上げましたが、過去の経緯の中におきましては、町の実情というような、地域の実情、地方の実情というような中から、当然他市町村との状況も見ながら判断をしてきた経緯にございます。

また、本町の場合におきましては、持ち家の推進とい

う観点から、なかなか公的な住宅を多く建てられないという点から、持ち家住宅の推進という観点から、国を超えた中での手当の支給ということの経過をたどってきたわけでございます。

先ほど総務課長のほうからお話もございましたように、その辺のところの他町村との動向、あるいはまた国は既に改正等が行われている状況にもございます。そういった観点を総合的に勘案した中で、この点についてどうあるべきかという点につきまして、今一度検討課題といたしまして、対処してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは代表監査委員にお聞きします。

道の財務監視で、このことを指摘をされております。そしてその結果、できるだけ検討するというので、そのままになっているんですね。道の財務監視では6点ほどうちの財政状況の処理状況について、指摘を受けております。その関係で代表監査委員としては、どう考えているのかお尋ねしたい。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前	10時15分	休憩
午前	10時16分	再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

今の11番中村有秀君の質問でございますが、道の監査体制と町の監査体制は独立していますので、別でございますので、それに準じて代表監査が答弁するということは、できないのではないかなというような考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

他にありませんか。

認めます。11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今財務監視制度、道のあれはなくなってはいるんです。しかし、このことを私は道の財務監視を受けたときに、当時の代表監査委員、十川監査委員から本来的にはわれわれも十分代表監査委員も聞かなければならない立場にあるのだと、それがぜんぜん聞いておりませんでしたということで、今後それを尊重しながら進めていきたいという、その当時の代表監査委員の答弁があったわけです。

ですから私は今財務監視制度はなくなったけれど、そ

の行われた段階では、その条例や何かも道のあれも全部地方自治法も生きていたわけですから、ですから私はそれに沿ってやはり財務監視を受けて、指摘されることはやはり是正をしなくてはならない、それはやはり代表監査委員がその文言を受けてやるべき立場にあると考えていますから、そういう点で今質問したわけです。

議長（中川一男君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員のご質問にお答えさせていただきますが、今議員がおっしゃるように道の財務監視はもう中止されてなくなっている。当時の中村議員のご質問に対しましても、代表監査委員からのお答えも聞いていますが、先ほどから助役、総務課長からお答えさせていただいていますように、この件については中村議員から以前からお話のあること、それから現在の町財政の状況から、見極めて節減するものは節減していかなければいかんというような視点から考えてみますと、この手当につきましてもわれわれとしては目をつけて、目をつけると申しますか、考えなければならぬ課題であるという認識は持っておるところであります。ご案内のようにわか町の職員につきましては、今年度から1.5パーセントから2パーセントの基本給の減額をしていると、あれもこれも減額をしていると、その中でこれの部分を削減するということになりますと、総体的な額としては大きくなる、私としては総体的な給与費というものの総額の中での削減を、今十分見詰めながら総体予算の中で十分見極めながら、その対応を進めてきているところでありまして、そういうようなことも含めながら今後そういった部分の中で、この住宅手当等々の対応についても手をつけなければならぬ、今までの歴史だとか、今までの経過はあるにしてもそれらについても、対応しなければならぬものというふうに認識していますので、今総体的な枠の中で基本給等々について手をつけているという現状の中で、同時ということではなくて、それらの部分と見極めながら総体的に対処していきたいと思っておりますので、ご理解を賜うときたいと思っております。

議長（中川一男君） 代表監査委員答弁。

代表監査委員（高口勤君） 中村議員のご質問に対しまして、適切な答弁をできないことを、大変申し訳なく思っております。

今後、今の件につきましては、十分勉強してそして今後に対応したいと思っております。どうぞよろしくお願

いしたいと思います。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中川一男君) 起立多数であります。よって議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号及び

日程第6 議案第3号

議長(中川一男君) 日程第5 議案第2号、平成15年の冷害による被害者に対する町民税の減免に関する条例の件、日程第6 議案第3号、平成15年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(越智章夫君) ただいま、上程いただきました議案第2号並びに議案第3号につきまして、続けて説明を申し上げます。

まず、議案第2号、平成15年の冷害による被害者に対する町民税の減免に関する条例につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

本年の7月から8月にかけての低温により、水稻等の作物において収穫量が減少をする被害があり、この被害に対し国におきまして、激甚災害法の適用が決定されるところであります。これに伴い災害の被災者に対しまして、町民税の減免措置をおこなうため本条例の制定をしようとするものであります。

減免の対象となる被災者につきましては、農作物の減収による額から、農作物共済金額を控除した金額が、平年の農作物収入の3割を超える損失額のある納税者であり、減免の対象となる税は、まだ納期の到来がしていない町民税の第2期分であります。

以下、議案を朗読し内容の説明を申し上げます。

議案第2号、平成15年の冷害による被害者に対する町民税の減免に関する条例。

災害減免の特例。

第1条 平成15年の冷害による被害者に対して課する平成15年度分の町民税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

町民税の減免。

第2条につきましては、条文の概要を申し上げます。

平成15年の冷害により、収穫すべき農作物に生じた減収による損失額、この額につきましては、農作物の減収価格から農作物共済金額を控除した金額でありまして、この金額が平年における農作物収入額の10分の3以上である町民税の納税義務者につきましては、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合、次の表の区分により、軽減または免除をするものであります。なお、譲渡等の所得がある場合は所得控除をする前の所得金額であり、また、農業所得以外の所得が400万円を超えるものは、この減免の対象とならないものであります。

区分の表であります。中央の欄の対象町民税額は、平成15年度第2期の町民税所得割額であり、この額につきましては、農業所得金額の割合を乗じた額であります。左の欄の合計所得金額に対しまして、右の欄が軽減又は免除の割合であります。

300万円以下であるとき全部、400万円以下であるとき10分の8、550万円以下であるとき10分の6、750万円以下であるとき10分の4、750万円を超えるとき10分の2。

減免の申請。

第3条、前条の規定により、町民税の減免を受けようとするものは、町長の定めるところにより、町民税減免申請書を提出しなければならない。

減免の取消。

第4条、町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成16年3月31日限りその効力を失う。

つづきまして、議案第3号、平成15年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例について説明を申し上げます。提案の要旨につきましては、

議案第2号の町民税の減免に関する条例と同じでありますので、省略をさせていただきます。

本条例は、冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定しようとするものであり、減免の対象となるのは、納期の到来していない第5期分・第6期分であります。

以下、議案を朗読し内容の説明を申し上げます。

議案第3号、平成15年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例。

災害減免の特例。

第1条、平成15年の冷害による被害者に対して課する平成15年度分の国民健康保険税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

国民健康保険税の減免。

第2条につきましては、国民健康保険税の減免の対象となるものについての規定でありまして、農作物の減収等の被害の割合並びに所得の範囲等につきましては、議案第2号の第2条における町民税の規定と同じですので、説明は省略させていただきます。

表におけます対象となる国民健康保険税は、第5期以降の納期に係る国民健康保険税であります。また、合計所得金額に対します、軽減又は免除の割合についての説明は、省略させていただきます。

減免の申請。

第3条、前条の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとするものは、町長の定めるところにより、国民健康保険税減免申請書を提出しなければならない。

減免の取消。

第4条、町長は虚偽の申請その他不正の行為により、国民健康保険税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成16年3月31日限りその効力を失う。

以上、上程いただきました2件の条例についての説明といたします。

ご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号、議案第3号を一括して質疑に入ります。10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) ひとつだけお尋ねしたいと思いますが、冷害ということで、大変なことなのかなというふうには考えていますけれど、対象となるのは当然農家全体だから、米作もプラス畑作もそうなんだろうと思いますが、どのくらいの対象者が出てくるのかなと思うのですけれど、今ははっきりしたことわからないと思うかもしれませんが、あと戸数と金額とかというのは、ちょっとわかればある程度のところお知らせを願いたいというふうに思っております。これ、農家の方とそれから災害減免の方と国民健康と両方合わせた金額はおよそいくらくらいになるのかなと、わかる範囲内でよろしいのですけれど、お知らせ願いたいと思います。

議長(中川一男君) 税務課長答弁。

税務課長(越智章夫君) 10番仲島議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、災害に対する減免の被害については、まったく税務課においては把握しておりません。ただ、農業振興課におきまして、9月時点におきまして災害資金の融資、それから災害資金の猶予等についての希望を農家から取っている実情でございます。

これを踏まえまして、その状況から考えますと被害につきまして稲作が主だということで、稲作につきましては、8割を限度に農業共済が出ると聞いております。このことから勘案しまして、さほどの対象となる戸数はないものかなということでご考えてございます。ただ、当然被害の状況につきましては、全農家を対象に農事組合長を通じて周知いたしまして、その該当となるものを把握していきたいと考えております。

以上が今の状況でございます。

議長(中川一男君) 農業振興課長答弁。

農業振興課長(小沢誠一君) 仲島議員のご質問にお答えしたいと思います。

現時点で抑えています被害につきましては、議員協議会等で申し上げましたけれど、水稲が主でありましてその被害額、何らかの対策を希望している方が約80戸でございます。80戸のうち金額は8,400万円程度との対策ということで考えてございます。

議長(中川一男君) 10番仲島康行君。

10番(仲島康行君) 今のところそういう金額だということなんだけれど、よく進めばなくなってしまうの

か、また、増えるのかという可能性があると思うのだけど、今本当に稲作というのは、僕らも視察してきたのだから、見たらある程度わかったのかなと。稲がたれているのに何で不作なのかなと思って、実際に行ってみると不稔粒がずいぶんあったと。いいのと悪いのはずいぶん差があると思うのですね、僕はね。今回前渡し金だって18,000円位渡しているのかな今現在。そういうところからいった計算で8,400万円という金額が出ていることなのかな、今後の可能性というのはわかればちょっと知らせてほしいと思うんですよ。

議長(中川一男君) 農業振興課長答弁。

農業振興課長(小沢誠一君) 私今8,400万と申し上げましたのは、何らかの形で対策を求めている方々でありまして、総額につきましては、ほとんどが米でございます。水稻であります。水稻につきましては、約4億2,000万程度の被害であります。これにつきましては総体であります。そのうち80戸程度の農家の皆さんから対策が求められております。いろいろ対策の中身が8,400万円ということでございます。

これにつきましては、今後自己努力される方もありますし、それから共済金が入ってくる場合もございます。そういった方で個人差はありますけれど、80戸がマックスといいますが上限ということで捉えてございます。ということは80戸以下になってくるということで捉えてございます。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。

はじめに議案第2号、平成15年の冷害による被害者に対する町民税の減免に関する条例の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決しました。

次に議案第3号、平成15年の冷害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時35分 休憩

午前 10時51分 再開

議長(中川一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第4号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第4号、専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第4号、平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の専決処分につきまして、その概要を申し上げます。

平成15年9月の26日早朝の4時50分に、釧路、十勝沖で発生しました、震度6弱の大変大規模な地震の影響を受けまして、本町では江花、静修及び里仁の西山地区簡易水道施設の水源におきまして、水が濁り、飲めない事態となったところでありますが、本町としましては、地域住民の安全な飲料水を確保する必要から、直ちに水道施設の配水池あるいは配水管の洗浄をはじめ、給水車によります臨時給水の諸対応などを行ったところでございます。

なお、発生時以後の諸対応には、急を要することから簡易水道事業の特別会計における必要な経費287万5,000円につきまして、全額を一般会計から繰り出す方法で、それぞれの会計予算を平成15年9月27日付けで、町長におきまして専決処分をしたところでございます。

このようなことから、一般会計の予算の専決処分をしました内容につきまして報告をし、ご承認をいただくものでございます。

以下、議決の項目につきまして、ご説明してまいります。

議案第4号、専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について、別氏のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記、処分事項、平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)

次に専決処分書に移ります。

専決処分書。

平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成15年9月27日。

上富良野町町長、尾岸孝雄。

平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)

平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算の内容につきましては、款ごとに補正額のみ申し上げます。

歳出のみであります。

4款衛生費、287万5,000円。

15款予備費、287万5,000円の減。

歳出合計につきましては、款の額の組み替えによりまして、総額は変わらず、99億5,763万3,000円となるところでございます。

次、2ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上簡単でございますが、議案第4号の説明といたします。

お認めくださいますようお願いいたします。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今回の地震ということで、災害が発生したわけですが、町の予備費から単費という形になってはいますが、大きな被害がなかったということで、これは財源で言えば、地方交付税、国の方からこういった災害に対する、激甚災害ではありませんからなかなか対象外かなと思いますが、財政措置があるのかどうか、

この点だけお伺いいたします。

議長(中川一男君) 総務課長答弁。

総務課長(田浦孝道君) 米沢議員のご質問にお答えします。

本件の部分につきましても、既に北海道を通じまして需要の調査をされてございまして、本町におきましては、いま上程しました287万5,000円につきましては、特別需要ということで、災害の特別需要という形の中で、今後特別交付税の中で措置されるべく、この額をご報告申し上げているところでございます。そういうことで総額的にはちょっと動向がなかなかつかめにくいところではありますが、特別交付税の要素となっておりますことからご報告を申し上げますので、今後期待をしているところでございます。以上でございます。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 議案第5号

議長(中川一男君) 日程第8 議案第5号、専決処分の承認を求める件(平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました議案第5号、専決処分の承認を求める件につきまして、朗読しながらご説明を申し上げます。

議案第5号、専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について、別氏のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記、処分事項、平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

次をお開き願います。

専決処分書。

平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予

算(第2号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成15年9月27日。

上富良野町町長、尾岸孝雄。

次に補正予算の内容に移らせていただきますので、1枚お開き願います。

先に専決処分を行いました平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容を申し上げます。

9月26日に発生いたしました十勝沖地震により、江花地区簡水と西部地区簡水の静修、里仁の各水源に濁りが生じ、その濁りの被害の復旧にかかる費用としまして、浄水池及び配水池の洗浄と配水管の排泥作業費用の委託費206万円と、タンク車によります配水池への貯水と地区住民への給水費用81万5,000円、合わせまして287万5,000円の予算の専決処分を行ったところでございます。

それでは予算書の説明にはいらさせていただきます。

平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成15年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,549万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正、補正額のみ申し上げます。

1、歳入、3款繰入金、1項繰入金287万5,000円、歳入合計287万5,000円でございます。

2、歳出、1款衛生費、1項簡易水道事業費287万5,000円、歳出の合計287万5,000円でございます。

3ページから6ページの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上、予算の専決処分についてのご説明といたします。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) お伺いしたいのは、今後こういう地震等が、同等の震度が発生した場合、いわゆるこういう被害がまた出る予想も無きにしても非ずという状況かというふうに思います。

飲料水の確保という点では、こういう原因をきっちりつきとめて、事後の対策も含めた供給体制の充実というのは、いわゆる防災のあり方についても、住民の飲料水確保という点でも、大切な事項だと思いますが、今回濁りが生じた原因そして今後こういう地震がおきた場合に、またこういうような被害が想定されるのか、その現状と体制について、課題等についてお伺いしたいと思っております。

議長(中川一男君) 上下水道課長答弁。

上下水道課長(早川俊博君) 今回の原因と考えられますのは、この水源については深井戸、例えば50メートルから80メートル地点の深井戸を掘って、ポンプで汲み上げて給水している状況にあります。ですから今回その中間に凝灰岩といまして、その割れ目の中に滞水層というものを含まれているといわれています。ですから割れ目が何らかのずれによって、今回の濁りが生じたものと思われまます。ですから今後におきましては、その監視体制といいますが、その事前に感知できるような濁度計ですとか、遠隔操作という形をとりまして、そういった形で早期に発見しまして、安全な水を給水したいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9 議案第6号

議長(中川一男君) 日程第9 議案第6号、専決処

分の承認を求める件(平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第6号、平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の専決処分内容につきまして、その概要を申し上げます。

国におきましては、先の10月10日に衆議院を解散し、その後直ちに第43回目の衆議院議員総選挙を10月の28日に告示、投票日を11月9日とすることが決定されたところであります。

町におきましても現在は選挙準備にかかっているとございますし、既に選挙戦の終盤に入っているとございます。町としましてはこのことを受けまして、国政の委託選挙の執行準備を行うために、所要の予算額を確保する必要から平成15年10月の14日付けで、町長におきまして一般会計の予算を専決処分したところでございます。

その内容は国からの委託金を財源としまして、人件費を含めて不在者投票を含めた投開票事務に必要な経費、更にはポスター掲示用等の設置経費など想定できる経費を総額875万円と定めたところでございます。

それでは、以下議決項目につきましてご説明をさせていただきます。

議案第6号、専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について、別氏のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記、処分事項、平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)

次に専決処分書の内容に入ります。

専決処分書。

平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成15年10月14日。

上富良野町町長、尾岸孝雄。

平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)、平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87

5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,638万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページの議決項目に移ります。

第1表、歳入歳出予算補正。この内容につきましては、款ごとに補正額を申し上げてまいります。

最初、1、歳入でございますが、12款国庫支出金875万円。歳入合計も同額となります。

次に、2、歳出では、2款総務費595万円、14款給与費280万円。歳出合計は、875万円となるところでございます。

次の2ページ以降の事項別明細書等につきましては、説明を省略させていただき、議案第6号の説明といたします。お認めくださいますようお願いいたします。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第10 議案第8号

議長(中川一男君) 日程第10 議案第8号、ポロピナイ川改修工事(H15国債)請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。道路河川課長。

道路河川課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第8号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の補助事業として実施するものであります。

ポロピナイ川につきましては、演習場内外を含めまして、流路延長7キロメートルございます。このうち全体計画延長としまして、演習場外の未改修部分、延長1.

73キロメートルの計画であり、演習場の南部地区に位置しております。この地区には、演習場を流域に抱える河川が6河川、そのうち上富良野地区に3河川、中富良野地区に3河川があります。

演習場から発生する土砂の流出防止対策として、平成13年より、南部地区土砂流出対策工事が演習場内で実施されており、当該河川は、この下流域になっていることから、洪水流量及び流出土砂量の増加による、現況河川の流下能力不足を解消するため、改修工事を行い、洪水被害の防止を図るものでございます。

平成15年国債の工事概要としまして、施工延長755メートル、籠マット工675メートル、落差工2基、橋梁工1基などが主なる工事内容であります。

次に本議案につきましては、平成14年度より改正しました、上富良野町共同企業体取り扱い要綱の規定に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けまして、資格申請要綱を9月12日告示、3つの共同企業体の申請を受理したところであり、地元業者を含む3企業体を指名いたしまして、10月31日入札を行った結果、アラタ・山本特定共同企業体が、1億6,950万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億7,797万5,000円であります。

参考までに2番札は、大北・小渡特定共同企業体の、1億7,000万円であります。

また、本工事ににつきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。

落札率につきましては、96.64%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第8号、ポロピナイ川改修工事（H15国債）請負契約締結の件。

ポロピナイ川改修工事（H15国債）請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

- 1、契約の目的、ポロピナイ川改修工事（H15国債）
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、1億7,797万5,000円。
- 4、契約の相手方、アラタ・山本特定共同企業体。代表者、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役、荒田裕昭。構成員、上富良野町西1線北24

号、山本建設株式会社、代表取締役、西村三郎。

5、工期、契約の日から平成16年10月29日まで。以上で説明を終わります。ご審議賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査申し出の件

議長（中川一男君） 日程第11 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

産業建設常任委員長から、別紙配付の申出書の事件につき、会議規則の第75条の規定により、閉会中も引き続き継続調査としたい旨申し出がありました。お諮りいたします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ご異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉会宣告

議長（中川一男君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成15年第5回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前 11時14分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成15年11月4日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署 名 議 員 米 谷 一

署 名 議 員 岩 田 浩 志